

令和 8 年

議会運営委員会記録

令和 8 年 6 月 2 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 令和8年6月2日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前11時14分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	伊 藤 妙 子 議員
委 員	内 田 あ や 議員	委 員	菅 原 満 議員
委 員	鎌 田 泰 春 議員	議 長	小 嶋 智 子 議員
副 議 長	待 鳥 美 光 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	柴 崎 光 子	企 画 部 長	加 山 卓 司
総 務 部 長	丸 山 洋 司		
企画部審議監 兼 次長 兼 秘書広報課長		茂 呂 あかね	
総務部次長兼 総務課長	野 中 大 介		

◇事務局職員

議会事務局長	亀 井 義 和	議 事 課 長	金 井 宏 之
主 任	小 林 厳	主 事	加 藤 ゆらら

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
令和8年和光市議会6月定例会の会期日程等について
- 特定事件7 議会だよりの編集、作成について
- 特定事件9 その他議会運営に関することについて
決算審査の体制等について
令和7年度決算資料にかかる要求資料について
令和8年度議員研修会について
議会報告会について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められています。

柴崎市長。

○柴崎市長 おはようございます。

本日は、令和8年6月定例会の開会に先立ち、議会運営委員会を開催いただきましてありがとうございます。

今定例会につきましては、6月4日に開会すべく、5月28日に招集告知をさせていただいたところでございます。

提出する案件は、報告が4件、人事案件が14件、専決処分の承認が3件、条例の一部改正が2件、市道路線の認定が1件、補正予算が3件の合計27件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から、順次、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 市長は公務のため、退席します。

休憩します。（午前 9時31分 休憩）

再開します。（午前 9時32分 再開）

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和8年和光市議会6月定例会の会期日程等について、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件9、その他議会運営に関することについてとして、決算審査の体制等について、令和7年度決算資料にかかる要求資料について、令和8年度議員研修会について、次の議会報告会についてです。

本日の資料を確認します。

本日の資料は、お手元に配付してありますとおりです。

初めに、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、令和8年和光市議会6月定例会の会期日程等についてを議題とします。

提出議案は報告4件、議案23件です。

提出議案の説明を願います。

丸山総務部長。

○丸山総務部長 それでは、本会議に提出いたします議案について、順次説明いたします。

初めに、報告第3号、予算繰越しの報告について（令和7年度埼玉県和光市水道事業会計）について説明いたします。

令和7年度埼玉県和光市水道事業会計のうち、建設改良費の水道庁舎改修事業について、地

方公営企業法の規定により当該事業に係る予算を令和８年度に繰り越すものとし、同法の規定により報告するものです。

次に、報告第４号、継続費通次繰越しの報告について（令和７年度埼玉県和光市水道事業会計）について説明いたします。

令和７年度埼玉県和光市水道事業会計のうち、酒井浄水場高圧受電盤更新事業、南浄水場中央監視設備更新事業及び酒井浄水場配水池改修事業について、執行残額を翌年度へ通次繰越しをしたので、地方公営企業法施行令の規定により継続費繰越し計算書を調整し、報告するものです。

次に、報告第５号、繰越明許費繰越しの報告について（令和７年度埼玉県和光市一般会計）について説明いたします。

令和７年度埼玉県和光市一般会計補正予算で計上した７事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令の規定により繰越し計算書を調整し、報告するものです。

次に、報告第６号、繰越明許費繰越しの報告について（令和７年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地地区画整理事業特別会計）について説明いたします。

令和７年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地地区画整理事業特別会計補正予算で計上した２事業の繰越明許費について、翌年度へ繰り越すべき額が決定したので、地方自治法施行令の規定により繰越し計算書を調整し、報告するものです。

次に、議案第31号、和光市固定資産評価委員の選任について御説明いたします。

和光市固定資産評価委員の高橋和久氏が令和８年６月３日をもって辞任することになるため、新たに徳倉義幸氏を和光市固定資産評価委員に選任したいので、地方税法の規定により議会の同意を求めるものです。

次に、議案第32号並びに議案第33号の和光市固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して説明いたします。

和光市固定資産評価審査委員会委員の任期が令和８年６月10日をもって満了となるため、議案第32号については加山和義氏、議案第33号については芝波田大樹氏を引き続き選任したいので、地方税法の規定により議会の同意を求めるものです。

次に、議案第34号から議案第44号までの和光市農業委員会委員の任命について、一括して説明いたします。

和光市農業委員会委員の任期が令和８年７月19日をもって満了となるため、議案第34号については引き続き浪間兼三氏、議案第35号については新たに櫻井徹氏、議案第36号については引き続き新坂篤司氏、議案第37号については引き続き本多修氏、議案第38号については新たに田中一幸氏、議案第39号については引き続き小寺淳一氏、議案第40号については新たに石田直樹氏、議案第41号については新たに上原正吉氏、議案第42号については新たに富岡豊和氏、議案第43号については引き続き富澤孝子氏、議案第44号については引き続き成田真理子氏、以上11

名の方々を任命することについて、農業委員会等に関する法律の規定により議会の同意を求めるものです。

なお、任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間になります。

次に、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて（和光市税条例の一部を改正する条例）及び議案第46号、専決処分の承認を求めることについて（和光市都市計画税条例の一部を改正する条例）は関連がありますので、一括して説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより適用される関係条項を緊急に改正する必要性が生じたため、地方自治法の規定に基づく専決処分により、和光市税条例の一部改正及び和光市都市計画税条例の一部改正を行ったので、同法の規定によりその承認を求めるものです。

次に、議案第47号、専決処分の承認を求めることについて（和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、地方自治法の規定によりその承認を求めるものです。

次に、議案第48号、和光市議会議員及び和光市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、和光市議会議員及び和光市長の選挙においても、国政選挙に準じて公費負担の限度額を改正するため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第49号、和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業において、施行地区を工区に分けるため、土地区画整理法の規定により工区に含まれる地域の名称を定める改正を行うものです。

また、土地区画整理法施行令の改正に伴い、分割徴収または分割交付する清算金に付す利子の利率について、民法に規定する法定利率とする改正を行うため、地方自治法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第50号、市道路線の認定について説明いたします。

都市計画法第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を和光市道として認定したいので、道路法の規定によりこの案を提出するものです。

次に、議案第51号、令和8年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,168万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ350億5,568万9,000円とするものです。

初めに、主な歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、介護未経験者から介護の担い手となるまでの一体的支援事業として、介護施設の体制構築に対する補助金を計上するほか、南地域センター学童クラブを拠点とした送迎付小規模放課後児童クラブを実施するための費用を計上するなどしております。

次に、歳入につきましては、歳出事業に応じて国庫支出金及び県支出金を増額するなどしております。

なお、歳入歳出調整後の歳入不足額につきましては、財政調整基金からの繰入れを行っております。

次に、議案第52号、令和8年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ187万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億8,430万8,000円とするものです。

初めに、歳出について説明いたします。

今回の補正予算では、令和8年8月施行の介護保険制度の改正に伴う介護保険システム改修委託料を増額補正しております。

次に、歳入につきましては、歳出の増額に伴い、事務費繰入金を増額補正しております。

続きまして、議案第53号、令和8年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ194万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ350億5,763万6,000円とするものです。

今回の補正予算では、市民文化センターの冷温水発生機の修繕工事に係る費用を計上しております。

なお、歳入不足額につきましては、財政調整基金からの繰入れを行っております。

説明のほうは以上になります。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時45分 休憩）

再開します。（午前 9時46分 再開）

まず、議案の先議についてです。

初めに、報告第3号から第6号は議決の対象とならない報告事件ですので、質疑までとなります。討論、採決はありません。また、質疑は通告を取らず、開会日に行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第31号から第44号までは人事案件ですので、委員会付託を省略し、質疑は通告を取らず、討論を省略し、開会日に採決したいと思います。いかがでしょうか。

また、議案第34号から第44号の和光市農業委員会委員の任命についての質疑は一括して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案第45号から議案第47号は専決処分に係る案件ですので、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告を取らず、開会日に採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

伊藤副委員長。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを報告いたします。

次に、陳情についてです。

提出期日までに議会事務局に持参し、提出されたものについて、陳情1件を受理しています。受理した陳情は、本会議で審議しないものに該当しないことから、本会議で審議することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、郵送で提出された陳情について報告願います。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 今回郵送で提出された陳情は、令和8年4月10日受理の夜間規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書を国に提出することを求める陳情1件でございます。

○吉田武司委員長 ただいま報告されました陳情は、本会議の審議を行わず、その写しを全議員に配付しましたので、御確認ください。

それでは、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

伊藤副委員長。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

今回、受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は、16人です。

質問時間については、令和6年5月7日の議会運営委員会での決定により、今期定例会は再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

監査報告に対する発言通告は、なかったことを報告いたします。

次に、会期について、会期は23日間とし、常任委員会を4日間で、第8日に予算決算常任委員会、第9日に予算決算総務環境分科会及び総務環境常任委員会、第12日に予算決算文教厚生分科会及び文教厚生常任委員会、第21日に予算決算常任委員会としたいと思います。

また、一般質問は4日間とし、各日4人としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、休日休会は、6月6日、土曜日、7日、日曜日、13日、土曜日、14日、日曜日、20日、土曜日、21日、日曜日とし、調査休会は5日、金曜日、8日、月曜日から10日、水曜日、16日、火曜日、23日、火曜日、休会は25日、木曜日としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は6月8日、月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、意見書案についてです。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会から2件の意見書案が提出されています。意見書の概要について、提出会派より説明願います。

吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会から、今回2件の意見書を提出させていただきました。

まず初めに、原油価格高騰の対策強化を求める意見書（案）について説明いたします。

原案を読ませていただいて、説明とさせていただきます。

中東情勢が悪化する中で、原油タンカーがホルムズ海峡を事実上通れない状況が続いており、今後の情勢によっては、国内のガソリン価格が1ℓ当たり200円を超える水準となる可能性も想定される。ガソリン等の燃料価格の高騰は、国民の日常生活を直撃するもので、企業においても製品加工、輸送等のコスト増につながり、日本経済の悪影響が懸念される。

国においては、イラン情勢を踏まえた緊急的激変緩和措置等を講じているが、報道等による不安や先行きの不透明感から、物流コストの上昇、石油製品等の価格高騰、バスなどの公共交通の運行にも重大な支障を来すことも懸念されている。また、市民生活をはじめ、様々な経済活動に大きな影響を及ぼすことが予想される。

よって、国においては、原油価格の動向を注視するとともに、燃料価格の高騰が我が国の経済や国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめるため、燃料価格の激変緩和措置を含め、迅速かつ機動的な対策を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

次に、中学校給食費無償化を加速するよう求める意見書（案）について説明いたします。

原案を読ませていただき、提案説明とさせていただきます。

国は、2026年度から小学校から給食無償化を実施し、その後、中学校へも拡大する方針を示しました。4月から、全国の公立小学校に通う児童を対象に、所得に関係なく、学校給食費の負担軽減が実施され、児童1人当たり月額5,200円程度を基準として支援されました。

近年の物価高騰などの影響により、経済的に困窮している家庭が増加、日々の生活を不安の中で過ごしている市民からの経済的支援を求める声も多く届いている。また、世帯収入の減少により、教育や育児に関係する費用も子育て家庭に重くのしかかっており、その対策は急務となっている。学校給食費は毎月必ず発生する固定費であり、家計が厳しい家庭ほど負担感が大きく、未納問題は家庭だけでなく、学校現場にも影響を及ぼしています。また、物価高騰や食材供給の不安定化により、給食の質や量の確保が難しくなる懸念も指摘されています。

子供たちの健やかな成長を保障し、全ての家庭が安心して子育てできる環境を整えるためにも、中学校給食費の無償化は喫緊の課題であり、国として、責任ある制度設計が求められています。国の中学校の学校給食費無償化を加速するよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

この意見書案の調整のため、6月11日、木曜日の予算決算常任委員会終了後に議会運営委員会を開催し、協議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

また、意見書案の調整が整った場合は、6月19日、金曜日、一般質問3日目の本会議終了後に議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

次に、今期定例会のポスターは掲示いたしましたとおりです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、ポスターについては、議員で分担して市内掲示板に掲示しています。議会終了後は、掲示板から速やかに回収してくださるよう、御留意願います。

以上で、令和8年和光市議会6月定例会の会期日程等についての協議を終了します。

次に進みます。

特定事件7、議会だよりの編集、作成についてです。

8月1日発行予定の議会だよりナンバー133について、事務局から説明があります。

金井議事課長。

○金井議事課長 私のほうから、令和8年8月号掲載の内容とスケジュールについて御説明差し上げます。

市議会だよりナンバー133、令和8年8月号の掲載内容について御説明します。なお、内容は昨年の8月号の市議会だよりを参考にしています。

8月号の掲載内容は、6月定例会の主な議案、傍聴について、臨時議会、定例会の審議結果、本会議ライブ中継及び録画配信、会議録検索システム、市政に対する一般質問ダイジェスト、常任委員会の審査、議会報告会を開催しました、議会報告会の開催予定、議案等の採択結果、令和7年度政務活動費収支報告書状況について、9月定例会の開催予定、聴覚・視覚障害のある皆様へ等を予定しております。

7ページ掲載について御説明させていただきます。

ここ数年、7ページ掲載の内容は、6月定例会の主な議案と新議長や副議長、常任委員会等の構成など、議会人事について内容を掲載しておりました。今回は人事に関する内容はございませんので、その空いたスペースを活用し、傍聴の案内と毎回10ページの端っこでお知らせしている臨時会、定例会の審議結果、本会議ライブ中継、録画配信、会議録検索システムのお知らせを行い、改めて市民への周知をしたいと考えております。

掲載内容の詳細は6月定例会閉会日に開催される第1回議会だより編集事前打合せで確定し、7月6日に開催されます第2回議会だより編集事前打合せにおいて確認及び校正を行い、7月9日に開催の議会運営委員会で確定する予定です。

○吉田武司委員長 議会だよりの内容及び発行スケジュールについては御承知おきください。

議会だよりの編集、作成については以上です。

次に進みます。

特定事件9、その他議会運営に関することについてを議題とします。

初めに、決算審査の体制等についてです。

9月定例会に上程される見込みの各会計決算に係る議案は、予算決算常任委員会に付託することとし、予算決算総務環境分科会、予算決算文教厚生分科会において分担して審査することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

次に、令和7年度決算審査の要求資料についてです。

効率的な決算審査を行うために、決算審査の資料の決定、提出要求を早めに行う必要があります。資料として、昨年度の資料要求書を参考にした令和7年度分の要求資料案を配付しております。会派に持ち帰って内容を御検討いただき、6月19日の議会運営委員会で御意見を伺い、決定したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

なお、要求資料については、決算審査に際して、口頭による答弁では複雑過ぎて分かりにくいもの、誤解を招きやすいものなど、本当に必要な資料を精査するという観点で御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで、議長から発言があります。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 要求資料については、効率的な決算審査を行うためにも、例年要求している資料であっても決算審査を行うに当たり本当に必要な資料を要求するという趣旨で、追加または不要となる資料について、具体的に御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 以上で、決算審査の体制等についての協議を終了します。

次に、令和8年度議員研修会についてです。

今年度の議員研修会については、開催時期、内容について、6月19日の議会運営委員会で協議したいと思いますので、各会派で検討のほど、よろしくお願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

事務局から補足説明があります。

金井課長。

○金井議事課長 令和7年度議員研修会は、令和8年1月21日に開催したところです。

実施時期については、講師候補及び実施時期の調整等には3か月程度の準備期間が必要なことを踏まえて御検討いただけたらと考えております。

なお、今後の各種議長会等のスケジュールはまだ出ておりませんので、重複した場合は、議長公務優先で調整させていただきますので、御了承ください。

6月19日の議会運営委員会で効率的に協議できますよう、あらかじめ事務局へビジネスチャットツールでお知らせをいただければと思います。テーマ、講師、理由等を具体的に御記入いただき、17日、水曜日、正午までに各会派でまとめていただき、無会派の方は御意見があれば返信くださるようお願いいたします。

また、今年度の議員研修会における予算は、昨年度同様の10万円となります。併せて御了承

ください。

○吉田武司委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、以上で令和８年度議員研修会についての協議を終了します。

次に、次回の議会報告会についてです。

次回の議会報告会の運営方法、実施時期、内容については６月１９日の議会運営委員会で協議したいと思いますので、各会派で検討のほど、よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのようにいたします。

以上で議会報告会についての協議を終了します。

次に、今後の議会運営委員会などの日程を確認します。

６月１１日、木曜日、予算決算常任委員会終了後、議会運営委員会、意見書（案）について。
６月１９日、木曜日、本会議終了後、議会運営委員会、意見書（案）の確認について、令和７年度決算審査にかかる要求資料について、令和８年度議員研修会について、次回の議会報告会について。６月２６日、金曜日、議会だより編集事前打合せ１回目。７月６日、月曜日、９時３０分から、議会だより編集事前打合せ２回目。７月７日、火曜日、９時３０分から、議会運営委員会、議会改革について。７月９日、木曜日、９時３０分から、議会運営委員会、議会だよりの編集、作成について。７月２８日、火曜日、９時３０分から、議会運営委員会、議会改革について。８月２５日、火曜日、９時３０分から、議会運営委員会、９月定例会の会期日程等について。

御出席くださいますようよろしくお願ひいたします。

次に、その他の日程についてです。

小嶋議長。

○小嶋智子議長 まず、議員会の日程についてです。

議員会監査を６月４日、開会日の本会議終了後、議員応接室で行います。出席は、監事、赤松議員、会計、渡邊議員、齋藤議員です。

また、議員会役員会を６月２４日の予算決算常任委員会終了後、第２委員会室で開催します。総会は、役員会終了後、全員協議会室で開催します。

次に、埼玉縣市議会第５区議長会議員研修会についてです。

日程は８月５日、水曜日、午後２時から、場所は新座市民会館で、議会におけるＤＸとＡＩの利活用のテーマで調整中です。

最後に、朝霞地区議長会議員研修会についてです。

日程は１１月５日、木曜日、または１１月６日、金曜日、午後２時からの予定で、場所は朝霞市民会館で行われます。全議員対象となりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、議員研修会は公務であります。公務優先で参加の調整をお願ひいたします。また、や

むを得ず欠席をされる場合は、必ず事務局への御連絡をお願いいたします。

○吉田武司委員長 ただいまの件については、よろしくお願いをいたします。

その他、委員の皆様から何かございますか。

内田委員。

○内田あや委員 先般、要望書として会派から提出させていただきました委員長の報告の件を、今日、お話をさせていただきたいと思っていたんですが、よろしいでしょうか。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前１０時１２分 休憩）

再開します。（午前１０時２０分 再開）

それでは、その他として、内田委員から要望書について説明があります。

○内田あや委員 お手元に配付しております委員会、分科会運営に関する要望書のほうを御覧いただければと思います。

近年、やはり限られた人的資源の中で、議会運営、議会機能の強化が強く求められていると感じています。本議会においても、委員会、分科会運営について、時代の要請に応じた見直しの余地があり、議会機能の強化及び効率的な議会運営の実現に向け、以下の事項について要望させていただいております。

現状の課題としましては、４点挙げております。

１点目が近隣自治体と比較し、本議会は委員長報告、分科会報告の時間が比較的長いこと、２点目は委員長、分科会長報告について、事前に文書として整理されている中、本会議において、全文を読み上げる運用となっていること、３点目が審査内容の重複説明により、報告の場となる委員会、本会議の長時間化を招いていること、４点目、質疑、答弁を読み上げる形式は市民にとっても論点が分かりにくいと考えていることです。

２番で、見直しの方向性を３点挙げさせていただいております。

１点目が委員長報告の事前公開です。

委員会審査結果は、委員長報告書として文書化し、委員への事前配付とともに、市議会ホームページに公開する、こういった対応を取っている自治体も多く見られています。本市においても、こういった対応ができないかというところを要望させていただいております。

２点目が口頭、書面による報告です。

現在、口頭のみで行っている報告を口頭プラス書面に変更し、本会議及び予算決算常任委員会での口頭での報告は、結論及び主な論点に絞った報告に移行することを提案させていただいております。

３点目が討論及び質疑の機会確保です。

委員長分科会報告の効率化によりできた時間を討論及び質疑に割いていく、そういった運営を目指していくものでございます。

本内容について、御意見のほどをよろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 今、内田委員から要望について御説明がありました。

御意見等、ございますでしょうか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 申合せ事項の口頭にて行うということについては、例えば②の口頭プラス書面による報告の場合、口頭と書面が異なる場合というのもあり得るという理解ですか。そこだけ確認したいです。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 当然、口頭で報告するということになっていますし、書面のとおりに読むということもない。当然、報告しながら割愛させていただくところは割愛する、あるいはその状況に応じて対応していくというやり方をしていますので、基本的には、書面は委員長報告という認識で作成しているのではなく、あくまでも委員会あるいは分科会の報告としてのメモとして作成しているものだという認識で作成し、報告をさせていただいております。

事前にそれぞれにメモが送られているということについても、本来、当然聞いて判断をする、聞いて委員長報告に対して質疑をするということで、委員会あるいは分科会の報告は議案ではないので、きちんと聞いて、それに対して質疑をするということをやっているのです、どういうやり方になるか、今ここには文教厚生委員長がいないので、どういうお考えか伺えませんが、決まればそういう方向でやればいいのではないのでしょうか。そういう方向というのは、他市でやっているような要点のみ、ただし、それに対する質疑、どういう内容があったかという質疑のやり方ということも併せて考えていく必要があるのかなと思います。

○伊藤妙子副委員長 議事を委員長と交代します。

吉田委員。

○吉田武司委員 委員長報告、分科会長報告について、事前に文書として整理するというのは、議事録をちゃんと確認して、委員長がこれは大事だということを精査するということで委員長報告をつくると思うんですよ。

それを1回出して、皆さんに配って、見てもらう。あとは委員会とかそういうときには、内容をもう少し絞って大事なところを報告するという解釈でよろしいんですか。

○伊藤妙子副委員長 内田委員。

○内田あや委員 おっしゃるとおりです。

そこをどれぐらい要約をするかというのは、委員長の御判断になるかなというふうに理解しています。

○伊藤妙子副委員長 吉田委員。

○吉田武司委員 昔、委員長報告をつくるときに、やっぱり委員長がこれは大事だということを全部ピックアップして、あとは委員の皆さんのなるべくいろんな意見を入れて、それを本会議で読み上げたというようなときがあって、コロナのときから、初めて文書で報告というのがあって、それから文書がついてくるような形になったんですけれども、やはりさっき菅原委員が発言したように、口頭で報告するというのは結構大事なことだったのかなと今、思うんで

すけれども、今は文教厚生委員長がいないので。でも、今後、いろいろとそういうことを考えていけば、どういうふうにやっていくかというのは検討ができるのかなと思います。

議事を副委員長と交代します。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 私も委員長報告をさせていただく中で、今、予算決算常任委員長として分科会の報告をまとめるというような形でやっておりますけれども、どうしても長くなってしまうので、多くの方からすると、聞いているだけでは内容が分かりづらいというのが正直な感覚値なのかなというふうに思っておりますし、全員が本会議に出ている中で、それを例えば文書としてもらえるのであれば、そのほうがありがたいという声もかなり多くいただいているところですので、例えば今回、委員長報告書というような形で文書化するというのも提案が出ていますけれども、私はこれは一つの意見として重要なのではないかなというふうに思っています。

効率的にやらないと、逆に審議の時間を短くしているわけですから、限られた時間の中で議会の運営していくという中では、例えば討論だったり、議員間討議だったり、そういったものに時間を割いていくことを優先的にしていくことで、議会運営をスムーズにしていくというのは重要なのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員。

○菅原満委員 報告そのものが審議の時間を短くしているということはないわけで、審議の結果を報告としてまとめて、本会議のとき、あるいは予算決算常任委員会のときに報告しているわけで、審議、審査そのものの時間に対しての影響というのが出ているというふうには、私は認識していないので、その辺はちょっと誤解があるのかなと思います。

それから、和光市議会がすごくタイトな日程で組まれているので、特に決算のとき、あるいは予算のときの報告を委員会と分科会と両方報告を作成するとなると、従前はテープの時代、自分でテープを聞いて全て委員長が原稿を起こして、あるいは委員長がメモしたものを全部チェックして行ってきたというのがあります。今は粗稿があるので、ただ、粗稿も子細に見るとやはり間違いというか、誤植だとかそういったようなものがあるので、それもチェックしながら報告を作成するというふうにしていますので、その辺も理解していただいて、どういうやり方がいいのか、ほかでもやっているポイントだけでいくのか、あるいはほかでも質疑、答弁というやり方でやっているところもあるので、その辺についてどういうふうにするのか、どこを拾うかということはあくまで委員長なり、分科会長に任せてもらって、そこから先の質疑の方向だとかを検討する。

あと、文書化して渡せと簡単に言われるんですけども、議会の日程を詰めてやってきていて、なおかつ和光市議会は粗稿というものを参考にしながら作成しますが、さっきも言いましたけれども、やはり行政用語の関係で誤植だとかあるので、それらは必ずチェックして報告を作成して、報告が作成できるのはおおむね予算決算の分科会だと予算決算の委員会の前日ぐら

いでようやく十全にできていて、ポイントを拾うにしても、全部を見て作業するわけですから、同じような作業量というのは変わらないので、もし今のやり方ではなく、やるんだということであれば、委員長がお考えになっておやりになればいいのではないのでしょうか。

○吉田武司委員長 休憩します。（午前１０時３３分 休憩）

再開します。（午前１１時１１分 再開）

菅原委員。

○菅原満委員 要望書の中で志木市の事例とかが出ていたので、要は委員長報告の様式について、従来どおりの質問、答弁という様式なのか、あくまでポイントのみを拾うのか、その点だけについてはきちんと認識を一つにしておかないと。文教厚生委員長もいるので、その辺だけちょっと確認だけさせていただければと思います。

○吉田武司委員長 内田委員。

○内田あや委員 そこも含めてこの議会運営委員会で協議というふうに考えておりましたが、私個人の考え方と言うと、やはり今までどおりの質問、答弁がかなり網羅されたような形の報告書は素晴らしい内容だったというふうに思っているの、書面は今のままというのが市民にとっても、議員にとっても分かりやすいのかなと思っています。

○吉田武司委員長 今回、この要望については、委員長の裁量というところでうまくまとめていただくということで。あと報告書については、これまで今のところ議員には配っていたので、そここのところは同じようにしていただいて、あと事前配付として市議会ホームページなどに公開するというのは、ちょっとほかに確認するところ等がありますので、これは事務局のほうで確認をしていただきたいと思います。

また、このことについては、各正副委員長と含めて話ができればと思いますので、そのような形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

ほかに何かございますか。

鎌田委員。

○鎌田泰春委員 議題に関わることではないんですけども、我々の会派から、決算審査のほうの、リースについて、総額2,000万円以上のものについては記載していただくということを19日に提案しようかと思っております。19日までに財政課とこういったことが可能かどうかを調整した上で、提案したいと思っておりますので、お見知りおきをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 それでは、19日に提案をお願いいたします。

ほかに何かございますか。

〔「なし」という声あり〕

それでは、ほかにございませんので、以上で本日の案件は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料については、委員長に一任願います。
以上で議会運営委員会を閉会します。

午前 11 時 14 分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司